

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第81号）

答申日：平成29年9月25日（平成29年度（行情）答申第234号）

事件名：平成26年度に東京労働局に報告された熱中症に係る災害調査復命書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「東京労働局管内の各労働基準監督署で実施した熱中症（疑いのあるものを含む。）に係る災害調査復命書のうち、平成26年度に東京労働局に報告されたもの。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が平成27年10月15日付け東労発総開第27-98号で行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 法5条1号により不開示とされた部分のうち、個人の氏名、住所を除く部分についての開示を求める。

##### 理由

個人の氏名、住所が不開示であれば、その他の部分については、開示しても特定の個人を識別することはできないので、法5条1号の情報には該当しない。

イ 法5条2号イにより不開示とされた部分のうち、事業場の名称、所在地を除く部分についての開示を求める。

##### 理由

事業場の名称、所在地が不開示であれば、事業場を特定することはできないので、その他の部分については、開示しても当該法人等の

権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。したがって，その他の部分は法5条2号イの情報には該当しない。

ウ 法5条6号柱書き該当性について

理由

本件文書は，労働基準監督官等が労働災害に関する調査を行った際の復命書であるが，これは労働安全衛生法91条1項に規定する労働基準監督官の権限に基づいて実施されたものであり，調査に応じない場合は同法120条4号により罰則が定められているものである。したがって，法5条6号柱書きの「当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は法制度上存在せず，法5条6号柱書きに該当するとした処分庁の主張は理由がないものである。

エ 法5条6号イにより不開示とされた部分についての開示を求める。

理由

処分庁は不開示の理由として「労働基準監督機関の法令違反等の基準が明らかになり」としている。「法令違反等」が何を指すのか，明確でないが，法令違反になるか否かは，法令の条文及び公開されている解釈例規に基づいて判断されるべきものであり，これら以外に何らかの基準があるとすれば，罪刑法定主義に反するものである。処分庁の主張は理由がないものである。

オ 不開示とされた個別の項目についての意見

次の事項については，開示されるべきである。

- ① 被災者の年齢，経験年数，勤務年数，出稼ぎ・一般の別
- ② 「災害発生状況の詳細」のうち，不開示とされた部分
- ③ 「災害発生の原因，防止のために講ずべき対策等の詳細」のうち，「災害発生の原因」
- ④ 災害調査復命書に添付されている見取り図，写真等
- ⑤ 違反条項，調査官の意見及び参考事項，署長判決及び意見

カ 理由

(ア) 本件については，個人の氏名，住所の開示を求めているのであるから，上記各項目を開示することによって特定の個人が識別されることはない。

(イ) 本件については，事業場の名称，所在地の開示を求めているので，上記各項目は「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報には該当しない。

(ウ) 調査官の意見，署長判決及び意見については，法1条に規定する「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」を全うする

ために開示することが必要である。

## (2) 意見書

### ア 不開示情報該当性に係る意見

#### (ア) 法5条1号該当性について

審査請求人は、個人の氏名、住所の開示は求めている。個人の氏名等が不開示であれば特定の個人を識別できないので、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれはない。よって、法6条2項の規定により、それらを除いた部分は開示されるべきである。

また、理由説明書中の「特定の個人を識別することは出来ないが公にすることによりなお個人の権利利益をするおそれがあるもの」とは、何を指すのか全く明らかにされていない。厚生労働省の「不開示情報に関する判断基準（法5条関係）」によると、個人の著作物が例としてあげられているが、本件文書中にそのようなものが存在することは考えられない。

#### (イ) 法5条2号イ該当性について

諮問庁は「これらが公にされた場合、重篤な労働災害を発生させたこと、あるいは労働関係法令の違反があることが推認されることによって当該事業場に対する信用を低下させ、(後略)」とあるが、請求人は事業場の名称、所在地の開示を求めているのであるから、事業場は特定されない。事業場が特定されなければ、「当該事業場」に対する信用の低下等、正当な利益を害するおそれが発生することはないものである。従って、法5条2号イに該当するとする処分庁の主張は根拠のないものである。

#### (ウ) 法5条6号柱書き該当性について

災害調査は労働安全衛生法91条及び94条による労働基準監督官、産業安全専門官等の立入り、質問、検査等の権限に基づいて実施されるものであり、応じない場合は同法120条により罰則が定められているものである。処分庁が主張するような、信頼関係のみに基づく任意なものとは性質を異にするものである。また、災害調査復命書に記述されている情報は、担当官が聴取した情報をそのまま記載しているものではなく、調査した情報を総合的に判断した上で記載しているものであるから、それらを開示したとしても関係者の信頼を損なうものではなく、以後調査担当官が労働災害に関する調査を行うに当たって関係者の協力を得ることが困難になるとする処分庁の主張は根拠のないものである。

#### (エ) 法5条6号イ該当性について

厚生労働省において、司法処理について一定の基準を設けていることは過去の情報開示請求に係る審査会の答申から明らかである。

また、諮問庁及び各都道府県労働局においては、送検事例を公表しており、それによって措置基準を推測することは可能なものである。諮問庁自らが措置基準を推測できる情報を公表しているのであるから、本件の情報開示によって措置基準が推測されるという諮問庁の意見は根拠のないものである。

重大な法違反について、事実を隠蔽することや、是正勧告書の交付にとどまる事案について、改善の懈怠などについては、司法処分、行政処分等により、厳しく対処するべきものである。具体的な措置基準の推知とは無関係である。

#### イ 個別項目について

次の項目については、開示されるべきである

##### (ア) 文書 1, 2 共通

- a 被災者の年齢、勤続年数、経験年数、出稼ぎ・一般の別
- b 発生状況、原因等の概要のうち不開示部分
- c 災害発生状況の詳細のうち、個人の氏名及び住所、事業場名及び住所を除く部分
- d 「災害発生の原因、防止のために講ずべき対策等の詳細」のうち、災害発生の原因に係る部分
- e 災害調査復命書に添付されている見取り図、写真等
- f 違反条項、調査官の意見及び参考事項、署長判決及び意見

##### 理由

- a 本件については、個人の氏名、住所の開示を求めているので、上記各項目を開示することによって特定の個人が識別されることはない。
- b 本件については、事業場の名称、所在地の開示を求めているので、上記各項目は「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報には該当しない。
- c 上記各項目は、法 5 条 6 号柱書き及びイに該当しない。該当しない理由は、上記ア（ウ）及び（エ）のとおりである。
- d 情報公開制度の目的は、法 1 条に規定されているように、「行政機関の保有する情報の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」ことである。上記 f の「調査官の意見、署長判決及び意見」等については、全面的に開示されるべきである。

##### (イ) 文書 1 について

「調査官の意見、署長判決及び意見」について開示すべきであることは前項に記載したとおりであるが、特に文書 1 について

は、開示されなければならないと思料される。

#### 理由

文書1の署長判決は不開示とされているが、本件災害調査復命書に是正勧告書が添付されていないことから、署長は「法違反なし」と判断したものと推察される。法違反なしであれば、当該事実が明らかになったとしても事業場に何らかの不利益が生ずることは考えられない。仮に法違反が認められるのに是正勧告書を交付していないとすれば、法違反を見逃したことになり、極めて不適切な処置である。適切に処置していることを明らかにするためにも「署長判決」欄は開示すべきである。

- ウ 「労働災害発生状況の詳細」及び「災害発生の原因」欄について  
「労働災害発生状況の詳細」及び「災害発生の原因」欄については、調査項目も含めて、ほとんどの部分が不開示とされているが、当該欄の情報のうち、文字による情報は「不開示部分を容易に区分して除くことが出来る」ものであるから、気象状況に関する部分はもとより、その他の事項についても個別に開示、不開示を判断し、不開示情報に該当しない部分は法6条に基づき、開示すべきである。

#### エ 添付資料

資料1 不開示情報に関する判断基準（法5条関係）（抄）  
（添付資料省略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、平成27年8月15日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) 処分庁が、平成27年10月15日付け東労発総開第27-98号により原処分」という。)を行ったところ、審査請求人がその一部を不服として、同年12月15日付け（同月16日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において、法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした情報のうち、下記3の(4)に掲げる部分については、諮問に当たり新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象文書の特定について

本件は、東京労働局管内の各労働基準監督署で災害調査を実施し、平成26年度に東京労働局に報告された熱中症（疑いのあるものを含む。）に係る災害調査復命書の開示を求めるものであり、別表に掲げる文書が

対象である。

## (2) 災害調査及び災害調査復命書について

### ア 災害調査について

災害調査は、死亡災害又は重大災害等の重篤な労働災害が発生した場合に、同種災害の再発を防止するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に規定される職権に基づき、関係者らの任意の協力の下で、調査担当者（労働基準監督官、産業安全専門官等）が労働災害を構成した機械等の起因物の不安全な状態、労働者の不安全な行動等の労働災害の発生原因を究明し、これらの原因を是正する方法を決定するまでの一連の事務であり、また調査を通じて確認した法違反等に対して行政としてどのような措置を行うのか決定している。

災害調査の目的は、災害発生原因の究明及び再発防止対策の樹立であり、調査担当者は、当該災害に関して安衛法等の法違反の有無だけでなく、関係者、使用機械、作業形態、管理体制等の人的要因、物的要因、労働環境等を詳細に見分・調査し、その調査結果から災害発生原因を解き明かし、当該災害が発生した事業場における、実効ある再発防止対策を検討することである。

調査時には、調査担当者が実際に災害発生現場に立ち入り、災害発生現場に保存された災害発生状況について直接見分し、それらを文章・図面・写真等に記録する。災害発生状況が現場等に保存されておらず、見分できなかった部分、災害発生に至るまでの背景等については、災害発生前後に発生現場周囲にいた関係者から当時の様子や通常の作業環境等を聴取し、災害発生状況を的確に把握するものである。

上記のとおり、実効ある災害調査の実施のためには、災害調査実施時における、調査担当者との相互の信頼関係を前提にして、任意の協力により、多数の関係者から迅速かつ正確な事実の説明や関係資料の提供を受けること、災害発生当時の作業内容・方法等が明らかにされること、事故現場の保全等の協力を得ること等が必要である。

### イ 災害調査復命書について

上記アのとおり実施された災害調査については、調査担当者が、調査結果及び原因と対策、これらを踏まえた上での行政上の措置に係る所見について、災害調査復命書に取りまとめ、その所属する労働基準監督署長に復命し、当該災害に係る行政機関としての措置について、その要否等を伺う。

災害調査復命書には、災害発生状況について、例えば調査事実を項

目ごとや、時系列的に整理し、また、調査事実をそのまま記載するのではなく、場合によっては調査担当者の分析・評価を加えた形で記載するなど、災害発生状況が詳細に記載されている。そして、このような災害発生状況から分析・検討した災害発生原因と再発防止策が、その分析・検討の過程を含めて記載されている。労働基準監督署長は、当該災害を発生させた事業場、あるいは同種災害を発生させるおそれのある事業場に対する調査担当者の行政指導等の案の確認のみを行うのではなく、このような災害発生状況の詳細、災害発生原因・再発防止策、行政上の措置案等を併せ見ることによって、調査担当者の調査事実・思考過程にいたるまで災害調査復命書と通じて確認し、当該災害に係る行政指導の要否等について総合的に、かつ的確に判断することとなる。

このように災害調査復命書は、労働基準監督署において、個別の労働災害に係る行政指導のみならず、労働基準監督署における同種災害を防止するための施策を決定するための資料として使用される。また、必要に応じ、当該復命書の写しが、都道府県労働局を通じて厚生労働省本省に送付され都道府県労働局や厚生労働省本省では、当該復命書の内容を更に検討し、同種災害に係る労働局管内の、又は全国斉一的な労働災害防止に係る種々の施策や、法令改正等各種の施策を検討するための基礎資料として活用される。

このように災害調査復命書は、実効ある労働安全衛生行政を推進する上で最も重要な資料となっている。

#### ウ 災害調査復命書の構成

災害調査復命書は、本体及び添付書類（図面、写真等）から構成されている。

本体部分には、主に災害調査を実施した事業場に関する事項、被災労働者に関する事項、災害の内容に関する事項、災害原因と再発防止対策に関する事項、その他調査結果に関する事項等が記載されており、添付資料としては、災害発生現場の状況を示した見取図、写真等が添付されている。

### (3) 不開示情報該当性について

#### ア 法5条1号該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の1, 2, 4, 6, 7, 10, 11, 13, 15及び16の不開示部分、対象文書2の1, 2, 4, 6ないし9, 11及び15ないし20の不開示部分には、審査請求人が開示を求めている個人の氏名とともに、本件労働災害における被災者、当該事業場の関係者等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別する

ことはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されており、これらの情報は、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の1ないし3，5ないし7，10ないし13，15及び16の不開示部分，対象文書2の1ないし3，5ないし9及び11ないし20の不開示部分には、本件労働災害の災害発生事業場及び当該事業場の事業を遂行するにあたっての内部情報が記載されており、これらが公にされた場合、重篤な労働災害を発生させたこと、あるいは、労働関係法令の違反があることが推認されることによって、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の1ないし13，15及び16の不開示部分には、本件労働災害で実施した災害調査で明らかにされた調査事項等が記載されている。

災害調査の目的を達成するためには、多数の関係者から、事実関係の説明、関係資料の提供、事故現場の保全・再現等について、理解と協力を得ることが必要不可欠であり、仮に、このようにして入手した情報が公にされることになれば、このような信頼関係は失われ、労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする情報が十分に得られなくなるおそれがあることから、これらの情報は、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条6号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の1ないし10，12，13，15及び16の不開示部分，対象文書2の1ないし10及び12ないし20の不開示部分には、再発防止対策に関する事項，その他調査結果に関する事項について、それぞれ詳細に記載されている。

仮に、上記の不開示部分が公にされることになれば、災害調査の具体的な調査項目等が明らかとなることに加えて、労働安全衛生法等の具体的な違反条項とそれに対応する個別・具体的な行政措置との関係が明らかとなり、労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準自体が推知されるおそれがある。

その結果、司法処分といった峻厳な措置がなされる可能性がある法

違反についてはその事実を隠蔽し，逆に，是正勧告書の交付に留まる法違反についてはその改善が懈怠されるおそれ及び，労働基準行政事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあることから，これらの情報は，法5条6号イに該当するため，不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

別表に記載した情報のうち，対象文書1の3のうち4文字目ないし6文字目，5のうち1行目1文字目ないし3文字目及び20を新たに開示する。

(5) 本来不開示とすべき情報について

ア 災害発生地の市以下の詳細な情報については，本来法5条2号イ，6号柱書き及びイの不開示情報に該当するものであるが，原処分において対象文書1については，市までの情報が開示されているため，本件対象文書1に限り，市までの情報を開示するものである。

イ 発生年月日時については，本来法5条1号，2号イ，6号柱書き及びイの不開示情報に該当するものであるが，熱中症に係る災害調査においては，災害発生当日の気象状況の検証が不可欠である。

そのため，インターネットで公開されている気象データを当該復命書に添付することとなるが，当該データにより，発生年月日時（分部分を除く。）を類推・特定することが可能であることから，熱中症に係る災害調査復命書の発生年月日時に限り，開示するものである。

ウ 被災者の死亡時期については，特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある機微情報であり，本来法5条1号の不開示情報に該当するものであるが，原処分において対象文書1については，誤って開示されており，これを取り消して改めて不開示とすることに意味はないことから，本件に限り，開示を維持するものである。

4 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は，審査請求の理由として，審査請求書の中で，「個人の氏名，住所が不開示であれば，その他の部分については，開示しても特定の個人を識別することはできないので，法5条1号の情報には該当しない。」などと主張するが，本件対象文書の不開示情報該当性については，上記3の(3)のとおりであり，審査請求人の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり，審査請求人が開示を求める部分のうち，上記3の(4)に掲げる情報については諮問に当たり新たに開示した上で，その余の部分については，法5条1号，2号イ，6号柱書き及びイに基づき，原処分を

維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- |            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| ①平成28年2月8日 | 諮問の受理                              |
| ②同日        | 諮問庁から理由説明書を收受                      |
| ③同年3月2日    | 審議                                 |
| ④同月11日     | 審査請求人から意見書を收受                      |
| ⑤平成29年8月3日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、<br>本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥同年9月21日   | 審議                                 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「東京労働局管内の各労働基準監督署で実施した熱中症（疑いのあるものも含む。）に係る災害調査復命書のうち、平成26年度に東京労働局に報告されたもの。」であり、具体的には、別表の1欄に掲げる各文書である。

処分庁は、本件対象文書のうち、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とした情報のうち、その一部を新たに開示するとしているが、その余の部分については、なお不開示とすべきとしている。

審査請求人は、審査請求書及び意見書の記載内容（上記第2）から、本件対象文書の不開示部分のうち、上記の第2の2（1）アないしエに掲げる部分の開示を求めていると解されることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、当該部分のうち、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### （1）開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

###### ア 通番8について

当該部分は、災害関係者の申述及び提供資料に基づき、調査担当官が災害の原因、対策等を記載したものであると認められる。

本件の災害である熱中症は、労働の現場のみならず、広く国民の間においても発症が多く認められ、その症状や対策についても報道等により広く周知されているところ、当該部分は、その内容と共通する部分が多く認められ、これを公にしても災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働安全行政における検査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイに該当せず、開示すべきである。

イ 通番9及び通番26について

当該部分には、措置の内容及びその日付、署長判決及びその日付並びに調査官意見が記録されている。

当該部分のうち、「措置」欄のうち右欄、「調査官意見および参考事項」欄は、原処分で開示されている情報からおのずと明らかとなる情報及び一般的な記載内容であり、また、「措置」欄のうち左欄、「署長判決および意見」欄には、署長判決の日付け等及び判決の内容が簡潔に記載されているのみであり、災害調査で明らかにされた調査事項や再発防止対策に関する事項及び調査結果に関する事項の記載は認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番25について

当該部分は、天候に関する記載であり、個人に関する情報であるとは認められず、また、事業場に関する情報であるとも認められない。

さらに、当該部分は、原処分において既に開示された情報からおのずと明らかになる情報であることから、上記アと同様の理由により、法5条6号柱書き及びイに該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 通番2、通番6、通番10のうち「受領者職氏名」欄、通番18及び通番22について

当該部分のうち、通番2及び通番18は作業指導員及び安全衛生責任者の職氏名が、通番6及び通番22は本件災害調査において面接を受けた者の職氏名が、通番10のうち「受領者職氏名」欄は、是正報告書を受領した者の職氏名及び印影が記録されている。当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は、個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番11のうち「受領者職氏名」欄及び通番27のうち「受領者職

氏名」欄について

当該部分は、指導票又は安全衛生指導書を受領した災害発生事業場の担当者の職氏名及び印影であり、上記アと同様の理由により、法5条1号に該当すると認められ、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番4及び通番20について

当該部分は、本件災害の被災者について、審査請求人が開示を求めている氏名とともに、「年齢」、「経験年数」、「勤続年数」及び「出稼・一般の別」の各欄の記載内容の一部又は全部が不開示とされている。

これらの情報は、一体として当該被災者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、同号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、審査請求人が開示を求めている「氏名」及び「年齢」は個人識別部分に該当することから部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを公にすると、災害発生事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者には被災者が特定される可能性があり、当該被災者の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 通番1、通番10のうち「代表者職氏名」欄、通番17及び通番22について

当該部分には、事業場代表者の職氏名が記録されている。

当該部分は、審査請求人が開示を求めている「事業場名」及び「所在地」の各欄の記載とともに、災害発生事業場の特定につながる情報であり、これが公になると、今後、当該事業場の事業の内容が明らかになることなどによって、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当すると認められ、同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示

とすることが妥当である。

オ 通番 1 1（上記イを除く。）及び通番 2 7（上記イを除く。）について

当該部分は、指導票又は安全衛生指導書の宛先であり、上記エと同様の理由により、法 5 条 2 号イに該当すると認められ、同条 1 号及び 6 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 通番 1 2 及び通番 2 8 について

当該部分のうち、通番 1 2 は災害発生現場を示す地図であり、通番 2 8 は災害発生現場を示す地図及び災害発生現場に係る見取り図であり、災害発生事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者には、当該事業場が特定される可能性があるとして認められる。

したがって、当該部分は、上記エと同様の理由により、法 5 条 2 号イに該当すると認められ、同条 6 号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 通番 7、通番 1 0（上記ア及びエを除く。）、通番 1 3、通番 1 5、通番 1 6、通番 2 4、通番 2 5 及び通番 3 0 ないし通番 3 6 について

（ア）当該部分のうち、通番 7 及び通番 2 4 には災害発生状況の詳細な内容が、通番 2 5 には災害発生の原因、防止のために講ずべき対策等の詳細が記録されており、災害関係者の申述及び提供資料により、調査担当官が記載したもの、又はこれらを基に調査官が検討した内容を記録したものであると認められ、これを公にすると、今後同様の災害調査において災害の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 6 号柱書きに該当すると認められ、同条 1 号、2 号イ及び 6 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）当該部分のうち、通番 1 0（上記ア及びエを除く。）には、災害発生事業場が労働基準監督署から指摘された労働関係法令違反に係る違反条項及び違反事項の内容が記載されていると認められる。これらの記載内容は、災害関係者の申述及び提供資料に基づき調査担当官が記載した情報に基づくものであると認められ、これらを公にした場合、今後同様の災害調査において災害の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当すると認められ、同条 1 号、2 号イ及び 6 号イにつ

いて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 当該部分のうち、通番 13 には、本件災害に係る関係者の協力を得て、災害発生現場を撮影した写真及び当該写真の記事が記載されていると認められ、上記(ア)と同様の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当すると認められ、同条 1 号、2 号イ及び 6 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) その余の部分は、災害発生事業場から提供された事業場内部文書であると認められ、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当すると認められ、同条 1 号、2 号イ及び 6 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 通番 3、通番 5、通番 19、通番 21 及び通番 29 について

(ア) 当該部分のうち、通番 3、通番 5、通番 19 及び通番 21 は、災害関係者の申述及び提供資料に基づき調査担当官が記載した情報であると認められる。

当該部分は、これを公にすると、今後同様の災害調査において災害の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 2 号イ及び 6 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 当該部分のうち、通番 29 には、本件災害に係る関係者の協力を得て、災害発生現場を撮影した写真及び当該写真の記事を記載したものと認められ、上記キ(ア)と同様の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当すると認められ、同条 2 号イ及び 6 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 通番 8、通番 9 及び通番 26 について

(ア) 当該部分のうち、通番 8 は、災害関係者の申述及び提供資料に基づき、調査担当官が災害の原因、対策等を記載したものであると認められ、上記キ(ア)と同様の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当すると認められ、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 当該部分のうち、通番 9 及び通番 26 は、災害関係者の申述及び提供資料より調査官が意見として記載した情報に基づいて認定された内容であると認められる。

したがって、当該部分は、上記キ(ア)と同様の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当すると認められ、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 文書番号 及び文書名		2 原処分において不開示とされた部分			3 該当条文 (法5条)	4 2のうち開示すべき部分
		通し 頁	通 番	該当部分		
文 書 1	災 害 調 査 復 命 書 本 体	1	1	「代表者職氏名」欄	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
			2	「安全衛生管理体制」欄のうち原処分 不開示部分	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
			3	「災害発生地」欄 (4文字目ないし6 文字目(「府中市」 部分)を新たに開示 する。)	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし
			4	「被災状況」欄のう ち原処分不開示部分	1号並びに6 号柱書き及び イ	なし
			5	「発生状況, 原因等 の概況」欄のうち原 処分不開示部分(1 行1文字目ないし3 文字目(「府中市」) 部分を新たに開示す る。)	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし
			6	「面接者職氏名」欄	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		2な いし 6	7	災害発生状況の詳細 のうち原処分不開示 部分	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		7	8	災害発生の原因, 防 止のために講ずべき 対策等の詳細のうち 原処分不開示部分	6号柱書き及 びイ	7頁3行 目1文字 目ないし 15文字 目及び1

						9文字目 ないし7 行目
		8	9	「違反条項」欄， 「措置」欄，「署長 判決および意見」欄 及び「調査官の意見 および参考事項」欄	6号柱書き及 びイ	「措置」 欄「署長 判決およ び意見」 欄並びに 「調査官 意見およ び参考事 項」欄
是正勧告 書		9	1 0	原処分不開示部分	1号，2号イ 及び6号柱書 き及びイ	なし
指導票		10 及び 11	1 1	原処分不開示部分	1号，2号イ 並びに6号柱 書き	なし
添付書類 (災害発 生事業場 の地図， 図面及び 写真)		12 及び 13	1 2	災害発生現場の地図	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし
		14 ない し19	1 3	災害発生現場の写真	1号，2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		20	1 4	気象庁過去の気象デ ータ（新たに開示す る。）		
事業場提 出資料		21 及び 22	1 5	事業場内部文書	1号，2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
			1 6	事業場内部文書	1号，2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし

文書 2	災害調査 復命書本 体	1	1 7	「代表者職氏名」欄	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
			1 8	「安全衛生管理体制」欄のうち, 原処分不開示部分	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
			1 9	「災害発生地」欄	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし
			2 0	「被災状況」欄のうち, 原処分不開示部分	1号並びに6 号柱書き及び イ	なし
			2 1	「発生状況, 原因等の概況」欄のうち原処分不開示部分	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし
			2 2	「面接者職氏名」欄	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		2	2 3	別紙「被災者所属事業場」の表	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		3 ないし 8	2 4	災害発生状況の詳細のうち原処分不開示部分	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	なし
		9 及び 10	2 5	災害発生の原因, 防止のために講ずべき対策等の詳細のうち原処分不開示部分	1号, 2号イ 並びに6号柱 書き及びイ	(1) 9 頁4行目 40文字 目ないし 5行目 (2) 1 0頁14 行目ない し17行 目1文字 目, 17 行目7文 字目ない

						し18行 目1文字 目及び1 8行目2 4文字目 ないし1 9行目
		11	2 6	「違反条項」欄， 「措置」欄，「署長 判決及び意見」欄及 び「調査官の意見及 び参考事項」欄	6号柱書き及 びイ	「措置」 欄，「署長 判決及び 意見」及 び「調査 官の意見 及び参考 事項」欄
安全衛生 指導書	12 ない し1 5	2 7	原処分不開示部分	1号，2号イ 及び6号柱書 き	なし	
添付書類 (災害発 生事業場 の地図， 図面及び 写真)	16 及び 17	2 8	災害発生現場の見取 り図	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし	
	18 ない し2 9	2 9	災害発生現場の写真	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし	
事業場提 出資料	30	3 0	原処分不開示部分	2号イ並びに 6号柱書き及 びイ	なし	
	31	3 1	原処分不開示部分	1号，2号イ 及び6号柱書 き及びイ	なし	
	32	3 2	原処分不開示部分	1号，2号イ 及び6号柱書 き及びイ	なし	
	33	3	原処分不開示部分	1号，2号イ	なし	

		ない し3 8	3		及び6号柱書 き及びイ	
		39 ない し4 4	3 4	原処分不開示部分	1号, 2号イ 及び6号柱書 き及びイ	なし
		45 ない し5 1	3 5	原処分不開示部分	1号, 2号イ 及び6号柱書 き及びイ	なし
		52 ない し7 0	3 6	原処分不開示部分	1号, 2号イ 及び6号柱書 き及びイ	なし

※ 原処分不開示部分のうち、個人の氏名及び住所並びに事業場の名称及び所在地については、審査請求人が開示を求めているため、調査審議の対象としない。